学校いじめ防止基本方針

岸和田市立修斉小学校

２０２３年４月

目　　次

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方 …… １
１　基本理念
２　いじめの定義
３　いじめ防止のための組織
４　取組状況の把握と検証（PDCA）
５　年間計画

第２章　いじめ防止 …… ６
１　基本的な考え方
２　いじめの防止のための措置

第３章　早期発見 …… ８
１　基本的な考え方
２　いじめ早期発見のための措置

第４章　いじめに対する迅速な対応 …… ９
１　基本的な考え方
２　いじめ発見・通報を受けたときの対応
３　いじめられた児童又はその保護者への対応
４　いじめた児童への指導又はその保護者への助言
５　いじめが起きた集団への働きかけ
６　ネット上のいじめへの対応
７　重大事態への対応

第５章　その他 …… １２

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になり相談を行い、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を確立していく。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底していく。

本校では、学校教育目標「たくましく自立する子どもを育てる」実現のために、人権感覚を育む集団作りと道徳性を養うことにより、豊かな人間性と心身共にたくましい子どもを育成することを経営の一つの重点に据え、取り組んでいる。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

２　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法　第２条）

具体的ないじめの態様は，以下のようなものがある。

- ➢冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- ➢仲間はずれ，集団による無視をされる
- ➢軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ➢ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
- ➢金品をたかられる
- ➢金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ➢嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ➢パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立ち、起こった場所は学校の内外を問わない。また、「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

３　いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ・虐待・不登校問題対策委員会」　※いじめ認知あれば毎月１回開催

(2) 構成員

校長、教頭、首席、教務、生徒指導主担者、養護教諭、道人支主担者、担任
必要に応じて外部専門家（ＳＣ、ＳＳＷ）

(3) 役割

ア　学校いじめ防止基本方針の策定
イ　いじめの未然防止
ウ　いじめの対応
エ　教職員の資質向上のための校内研修
オ　年間計画の企画と実施
カ　年間計画進捗のチェック
キ　各取組の有効性の検証
ク　学校いじめ防止基本方針の見直し

４　取組状況の把握と検証（ＰＤＣＡ）

質問紙法や児童観察などで学校生活における非侵害的関係の認知状況を把握し、取り組み状況やその後の様子などをまとめ、系統的に共通理解できる仕組みを整える。そして、いじめ・虐待・不登校問題対策委員会は、年度当初と各学期の終わり、年４回（事象が起こった場合は毎月）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

５　年間計画

岸和田市立修斉小学校　いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
４月 ５月 ６月 ７月	入学式・始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 校外学習（集団づくり） 家庭訪問による家庭状況把握 生活アンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 校外学習（集団づくり） 家庭訪問による家庭状況把握 生活アンケートの実施 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	始業式 保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 生活環境カードにより把握された児童状況の集約 校外学習（集団づくり） 家庭訪問による家庭状況把握 生活アンケートの実施 修学旅行（集団づくり） 臨海学舎（集団づくり） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	第１回いじめ・虐待・不登校問題対策委員会 （年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のＨＰ更新 第１回学校生活に関するアンケート （質問紙法）実施、確認 第２回委員会 （進捗状況確認）
	生徒指導全体会			
９月 １０月 １１月 １２月	運動会 （集団づくり） 生活アンケートの実施 オリエンテーリング （集団づくり） 校内音楽会 （集団づくり） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	運動会 （集団づくり） 生活アンケートの実施 オリエンテーリング （集団づくり） 校内音楽会 （集団づくり） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	運動会 （集団づくり） 生活アンケートの実施 オリエンテーリング （集団づくり） 校内音楽会 （集団づくり） 保護者懇談会 （家庭での様子の把握）	運動会 （集団づくり） 第２回学校生活に関するアンケート （質問紙法）実施、確認 オリエンテーリング （集団づくり） 校内音楽会 （集団づくり） 第３回委員会 （状況報告と取組みの検証）
１月 ２月	生活アンケートの実施	生活アンケートの実施	生活アンケートの実施	第３回学校生活に関するアンケート （質問紙法）実施、確認
	生徒指導全体会			
３月	修業式	修業式	卒業式・修業式	第４回委員会 （年間の取組みの検証）

第２章　いじめ防止

１　基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員で取り組んでいく。

未然防止の基本は、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作り、学校づくりを行っていくことである。

児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作りだしていけるものと考える。

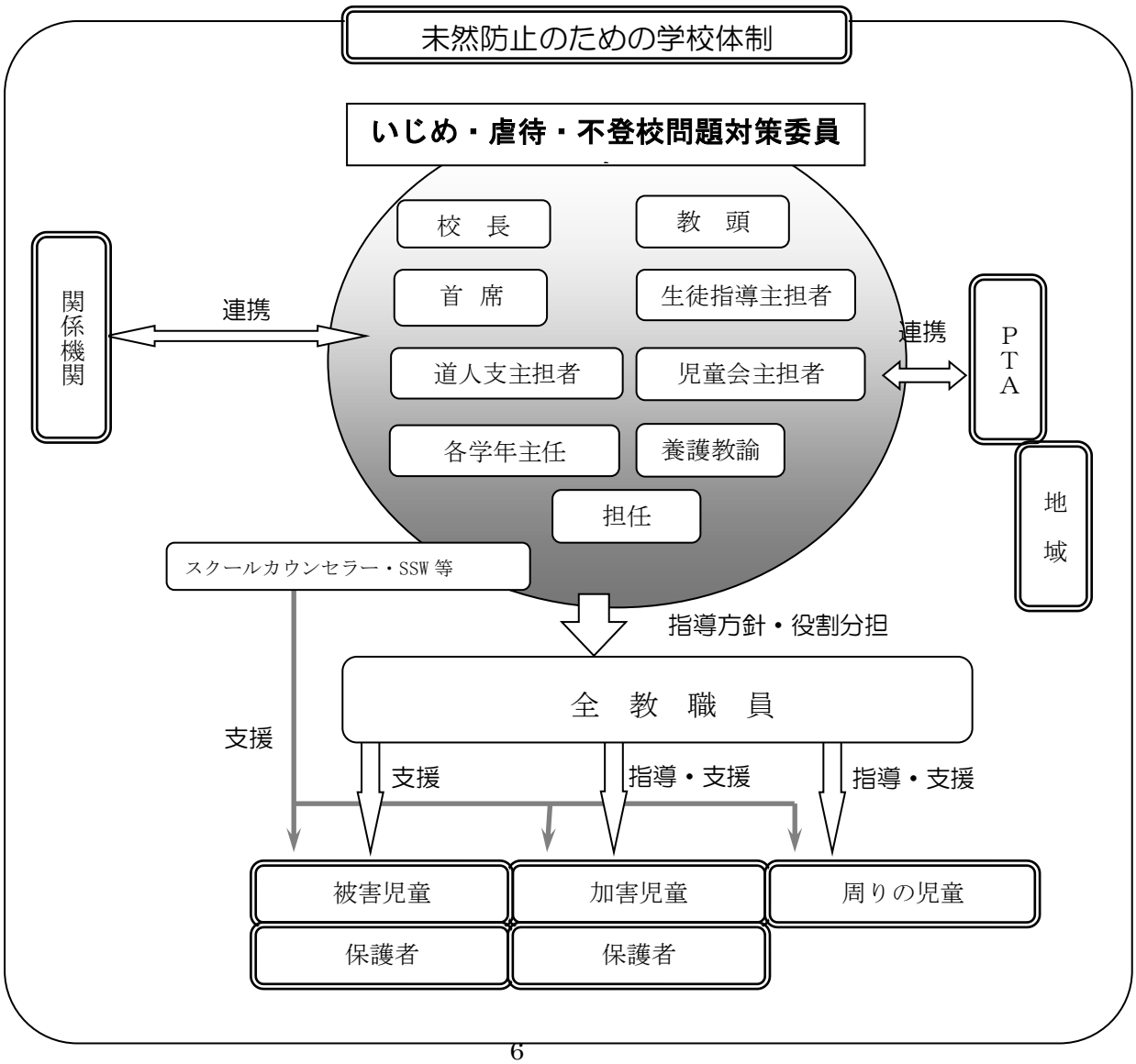

２　いじめの防止のための措置

（１）　いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員でいじめに対する共通理解を図る。

児童に対しても、全校朝礼や学級活動などで全職員が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

（２）いじめに向かわない態度・能力を育成するために、

- 自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、各教科（道徳）特別活動、総合的な学習の時間の特質に応じ、総合的に推進する。

（３）いじめが生まれる背景を踏まえ、

- 児童が安心・安全に学校生活が送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを行う。

（４）分かりやすい授業づくりを進めるために、

- 学校全体で授業研究に取り組み、全ての児童が授業に参加し、活躍できる授業の工夫を行っていく。

（５）児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、

- 社会体験や体験活動等教育課程と兼ね合わせ組織的、計画的に実施し、集団作りや社会性の育成を図る。

（６）ストレスに適切に対処できる力を育むために、

- 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう一人ひとりを大切にした授業づくりに取り組み、ストレスを感じた場合でも、他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などにより発散したり、誰かに相談する等の適切に対処する方法について道徳や人権学習、特別活動の中で取り組む。

（７）いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、

- 教職員向けに人権意識向上の研修やいじめ対応の資質向上研修を実施する。

（８）自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、

- 学校教育活動全体を通して子どもの「居場所づくり」に取り組む。

（９）児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、

- 道徳や人権学習で指導することはもちろんであるが、子どもが主体に取り組む児童会活動等を通して全体で取り組んでいく。

第３章　早期発見

１　基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。たとえ、ささいな言動であってもいじめではないかとの疑いを持ち、組織として複数の教職員で的確に関わることでいじめを認知する。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に務め、小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員間の報・連・相の徹底により教職員相互が情報を共有する。

２　いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、質問紙法を活用した学校生活に関するアンケートは、

- ５月、１０月、１月と３回実施。

日常の観察として、

- 休憩時間等に起きることが多く、休憩時間中の見守り体制を組む。また、一人で廊下等を徘徊している児童には積極的に声かけをし、教職員で情報を共有する。
-

(2) 校内での情報共有として、毎週水曜日の職員朝礼では各学級の気になる児童の様子を共有する場を設けている。

(3) 保護者と連携して児童を見守るため、

- 質問紙法の結果や個人懇談会などを利用して学校と家庭が連携して見守る体制を作る。

(4) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、

- 学校いじめ防止基本方針、体制（相談窓口）について年度始めにＰＴＡ諸会議や学校便り、生活指導便り、児童朝礼等で広く周知を行う。

(5) 体制の点検について、

- 月一度の生徒指導部会、道人支推進委員会においても議案の一つとしていじめに関する情報交換を行い体制についても点検を行う。

(6) 教育相談等で得た児童の個人情報について、その対外的な取扱いについて、

- 個人情報に関わるデータは校外に持ち出さないを原則に、指導や関係機関等

との連携に必要な場合は、その必要性や利用範囲、目的、廃棄を確実に行うことを保護者に十分説明し、了承を得た後使用する。

第４章　いじめに対する迅速な対応

１　基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因･背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めていきたい。

２　いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1)　いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2)　教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生徒指導主担者に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3)　事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。
※毎月、市教委にいじめ案件の書類を提出

(4)　被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5)　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3　いじめられた児童又はその保護者への支援

(1)　いじめた児童の別室指導などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4　いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1)　速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

　いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2)　事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3)　いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

　その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5　いじめが起きた集団への働きかけ

(1)　いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

　そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

　また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

　「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

(2)　いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題と

して解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や音楽会、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

６　ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、総合的な学習の時間等において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

７　重大事態への対応

【重大事態の意味】

平成 25 年 10 月 11 日文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」)

・「いじめにより」とは，各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

・　第２号の「相当の期間」については，不登校の定義を踏まえ，年間３０日を目安とする。ただし，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，学校の設置者又は学校の判断により，迅速に調査に着手することが必要である。

・　また，児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったと

きは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【重大事態の意味】を鑑み、重大事態が発生した場合は、直ちに市教委に報告を行う

⇩

市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合

市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

第５章　その他

（１）組織的な指導体制

いじめの対応について校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、情報を共有し、組織として対応していくことが大切であり、平素から対応の在り方について全教職員で共通理解を図っておく。

また、必要に応じてＳＣやＳＳＷ、弁護士、医師、警察関係者などの外部専門家の協力を得る体制づくりも行う。

（２）校内研修の充実

全教職員向けにいじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する研修会を年１回以上行い共通理解を図る。

（３）地域や家庭との連携について

学校のいじめに対する取り組み（学校基本方針等）について地域や保護者の理解を得、いじめ問題の重要性の認識を広め、家庭訪問や保護者向けチェックシート、学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図っていく。